

学童クラブ 安全計画 202504-202703

1. 安全点検

(1) 施設・設備の安全点検（専用区画以外の場所についても定期的に使用する場合は実施を検討すること）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	育成室 遊戯室 (ワックスがけ)	育成室 テラス (大型ゴミ)	育成室 手洗い (衛生管理)	育成室 災害時避難経路 備蓄品	育成室 玄関・中庭	育成室 避難経路 火気設備点検
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	育成室 遊戯室 (ワックスがけ)	育成室 施設連結通路 (避難経路)	育成室 台所・ガス器具周辺	育成室 施設内消毒 (感染症・食中毒)	育成室 避難経路 火気設備点検	育成室 ロッカー等備品 (新年度準備)

(2) マニュアル（指針）の策定・共有

分野	策定時期	見直し（再点検）予定時期	掲示・管理場所
事故防止マニュアル（指針）	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
┌ <input checked="" type="checkbox"/> おやつ・食事	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	
└ <input checked="" type="checkbox"/> 事業所外での活動	年 月 日	年 月 日	
<input type="checkbox"/> バス送迎（※実施している場合のみ）	年 月 日	年 月 日	
┌ <input type="checkbox"/> 降雪（※必要に応じ策定）	年 月 日	年 月 日	
防災マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
救急対応時マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
防犯（不審者対応時）マニュアル（指針）*	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管
感染症対応マニュアル（指針）	2025年 4月 1日	2027年 3月 1日	マニュアルは事務室書棚で保管

*110 番、119 番対応を含む

2. 児童・保護者に対する安全教育等

(1) 児童への安全教育

	4～8月	9～12月	1～3月
1年生	館内・館外オリエンテーションを実施 児童館の使い方、危険箇所について 手洗い・消毒の励行など衛生管理 下館指導による交通安全と自身の身の守り方の伝達	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導 地震・火災時の避難方法
2・3年生	児童館の使い方、危険箇所について 手洗い・消毒の励行など衛生管理 下館指導による交通安全と自身の身の守り方の伝達	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導 地震・火災時の避難方法
4年生以上	児童館の使い方、危険箇所について 手洗い・消毒の励行など衛生管理 下館指導による交通安全と自身の身の守り方の伝達	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導	手洗い・消毒の励行など衛生管理 日常遊びにおける事故やケガ防止のための注意点の指導 地震・火災時の避難方法

(2) 保護者への周知・共有

	4～8月	9～12月	1～3月
保護者懇談会にて 登下館時の安全についての周知		広報物を通じて 日常の遊びにおけるケガの状況やリスク、家庭での親子のふりかえりを促す	保護者説明会にて 登下館時の安全についての周知 日常の衛生管理についての周知

3. 訓練・研修

(1) 避難訓練等

設備運営基準第6条第2項の規定に基づき定期的実施する避難及び消火に対する訓練

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
テーマ・ 取組	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火
参加 予定者	職員	学童クラブ児童	職員	学童クラブ児童	職員	学童クラブ児童
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
テーマ・ 取組	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震 通報・消火	火災 通報・消火	水害 通報・消火	地震・火災（避難誘導） 通報・消火
参加 予定者	職員	学童クラブ児童	職員	学童クラブ児童	職員	学童クラブ児童 職員

(2) その他訓練

訓練項目	訓練内容	実施予定時期（時期と回数を記載）	参加予定者
119番通報訓練	消防（119）にかけると想定し、必要な情報を適切に伝える。	通報訓練実施時・毎回	職員
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）	消防署に依頼し、救命救急についての講習を受ける。	10月・年1回	職員
不審者対応訓練(110番通報訓練等)	警察署・平安レディース（防犯推進）に依頼し、講習を受ける。	8月・年1回	職員・学童クラブ児童
来所・帰宅時における非常時対応訓練	親子で帰宅路を歩いて確認する「親子で帰ろう会」を実施	5月・年2回	職員・学童クラブ児童・保護者

(3) 職員への研修・講習

4～8月	9～12月	1～3月
行政研修に参加（新採時・概ね2年おきに再受講） ○安全指導・安全管理 ○救急法「普通救命講習Ⅲ」	ファミリーサポート講習会における「子どもの安全と事故防止策」（京都市消防学校）を受講	高齢者施設との合同訓練を実施 南消防署立ち合いの元、初期消火・避難誘導・消火訓練を実施し、消防署より講評を受ける

(4) 行政等が実施する訓練・講習スケジュール ※所属する自治体や児童が通う学校が実施する各種訓練・講習スケジュールについて参加目途にかかわらず記載する

4月：安全指導・安全管理 5月：救急法「普通救命講習Ⅲ」 6月：交通安全教育研修会（京都府警） 7月：交通安全教室（警察署に依頼） 11月：地域自主防災会防災訓練 12月：地域消防分団年末特別警戒激励会
--

4. 再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析の方法等）

<ul style="list-style-type: none">・過去のヒヤリハット事例及び要因の分析を行い、必要な対策を講じる。・事故が発生した場合、原因等を分析し、再発防止策を講じるとともに、1.(1)の重点点検箇所や1.(2)のマニュアルに反映した上で職員間の共有を図る。
--